

秘密保持契約書

M & A ・ 資本提携 の 検討 用

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、〇〇〇〇その他これに関連する取引（以下「本件取引」という。）の検討及び交渉（以下「本目的」という。）のために相互に開示する情報の取扱いについて、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（秘密情報）

本契約において「秘密情報」とは、甲又は乙（以下、情報を開示する当事者を「開示者」、開示を受ける当事者を「受領者」という。）が本目的のために相手方に開示した情報のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 開示者が指定するバーチャルデータルームその他の保管場所を通じて開示された財務、税務、法務、人事、取引先その他の事業に関する情報
- (2) 前号以外の方法で開示された情報であって、秘密である旨が表示され、又は開示の際に秘密である旨が告げられたもの
- (3) 本件取引の検討又は交渉を行っている事実、その進捗及び条件

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを受領者が書面により証明できる情報は、秘密情報に含まれない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (3) 開示を受けた時に既に受領者が正当に保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (5) 開示を受けた情報によらずに受領者が独自に開発した情報

第2条（秘密保持義務及び開示の範囲）

受領者は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって秘密として管理し、開示者の事前の書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受領者は、次の各号に掲げる者（以下「開示先」という。）に対し、本目的のために必要な範囲で秘密情報を開示することができる。この場合、受領者は、開示先に本契約と同等の義務を遵守させ、開示先の行為について責任を負う。

- (1) 本目的のために秘密情報を知る必要がある受領者の役員及び従業員
- (2) 受領者が本件取引に関して依頼する弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャル・アドバイザー、仲介者その他の専門家であって、法令上又は契約上の守秘義務を負う者
- (3) 本件取引の資金について融資を検討する金融機関

3 受領者は、法令、金融商品取引所の規則又は裁判所若しくは行政機関の命令により秘密情報の開示を求められたときは、必要な範囲で開示することができる。この場合、受領者は、法令上許される範囲で、事前に（事前の通知が困難なときは開示後速やかに）その旨を開示者に通知する。

第3条（目的外使用の禁止）

受領者は、秘密情報を本目的以外の目的に使用してはならない。

第4条（接触の制限）

乙は、本契約の有効期間中、甲の事前の書面による承諾なく、本件取引に関して、甲の役員及び従業員（甲が窓口として指定した者を除く。）、株主、取引先並びに取引金融機関に接触してはならない。

第5条（勧誘の禁止）

乙は、本契約締結の日から〇年間、本目的の過程で知った甲の役員及び従業員に対し、甲の事前の書面による承諾なく、雇用又は役員就任の勧誘をしてはならない。ただし、求人広告その他の不特定の者を対象とする募集に応じた者を雇用することは妨げない。

第6条（本件取引の不確定）

本契約は、甲又は乙に対し、本件取引の実行又は本件取引に関する契約の締結を義務づけるものではなく、甲及び乙は、いつでも本件取引の検討を中止することができる。

2 本契約は、乙に対して独占的な交渉の権利を与えるものではない。

第7条（返還及び破棄）

受領者は、本件取引の検討を中止したとき、本契約が終了したとき、又は開示者から書面による請求があったときは、開示者の指示に従い、秘密情報を含む書類、記録媒体その他の物（複製物、並びに秘密情報をもとに作成した分析資料及び議事録を含む。）を速やかに返還し、若しくは破棄し、又は秘密情報を含む電磁的記録を消去する。

2 受領者は、開示者から求められたときは、前項の措置を完了した旨を記載した書面を開示者に提出する。

3 法令により保存が義務づけられているもの、及び自動的に作成されるバックアップであって消去が技術的に困難なものは、第1項の規定にかかわらず保存することができる。この場合も、受領者は、これを本契約に従い秘密として保持し、本目的以外に使用しない。

第8条（損害賠償及び差止め）

甲又は乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、これによって相手方に生じた損害を賠償する。

2 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、又は違反するおそれがあるときは、相手方に対し、その違反行為の差止め又は予防に必要な措置を請求することができる。

第9条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から〇年間とする。ただし、甲及び乙が本件取引に関する最終契約を締結したときは、最終契約に別段の定めがある事項については、最終契約の定めによる。

2 本契約が終了した後も、第2条、第3条及び第7条の規定は〇年間、第8条及び第10条の規定は期間の定めなく、なお効力を有する。

3 前項の規定にかかわらず、秘密情報のうち不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密に該当するものについては、第2条及び第3条の規定は、当該情報が営業秘密に該当する間、なお効力を有する。

第10条（準拠法、管轄及び協議）

本契約は日本法に準拠する。本契約に関して甲乙間に生じた紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議して解決する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

住所

名称

代表者

印

乙

住所

名称

代表者

印